

〔スポーツ活動開催事業〕

〔スポーツ振興・健康普及事業〕

## 令和6年度 わくわくスポーツ体験

### 実施団体事務取扱要領

#### 1. 事業実施計画書の作成について

実施団体にて実施計画書(様式1)を作成すること

複数団体が合同で開催する場合は、それぞれで実施計画書を作成すること

#### 2. 申請期日

令和6年5月23日(木) 期日厳守

#### 3. 申請方法

実施計画書(様式1)を期日までに本会事務局に提出すること

※申請団体が多数の場合は調整する場合あり

#### 4. 会場の確保

会場の確保は実施団体で行うこと。施設使用料は実施団体の負担とする

#### 5. 委託内容

- (1) 体験当日の運営(受付等含む)、指導
- (2) 申込者への連絡(連絡事項がある場合)
- (3) 体験当日の傷害等の応急対応
- (4) 記録写真等(3~5枚程度)の撮影
- (5) その他体験教室実施に係る内容全般

#### 6. 開催経費

実施団体に委託料として1回6000円とし、最大4回数分を支払う。

※委託料の支払いは団体ごとに全回数分をまとめて、指定の口座に振込む。

※1回の考え方は半日程度(2~3時間)を基本とし、午前と午後で開催する場合は2回カウントとする。

実施にあたり用具等が必要な場合で、かつ新規購入するものは参加者より当日徴収する。但し、実費負担額のみとし利益がでないものとする。

※実費負担額を徴収する場合は実施計画書に必ず明記しておくこと。

#### 7. 事業報告について

開催終了後、2週間以内に実施報告書(様式2)を本会事務局まで提出すること。

写真は現像せずデータのままメール等により提出すること。容量が大きい場合は複数回に分けて送信すること。

※USBメモリ、SDカード等の記憶媒体での提出可(記憶媒体は返却する)

〔スポーツ活動開催事業〕

〔スポーツ振興・健康普及事業〕

## 8. 書類等

実施計画書(様式 1)

実施報告書(様式 2) ※いずれもホームページよりダウンロード可

<https://seika-sports.jp/download>

## 9. 実施にあたっての留意事項

- (1) 実施日はチラシ作成、配布の関係により 7月13日(土)以降としてください。
- (2) 屋外の教室は雨天等の対応も決めてください。
- (3) 指導者(講師)は、スポーツ指導に豊富な経験と専門知識を有する指導員、又は公認指導者、スポーツ少年団等の指導者資格を有する者とします。
- (4) 本会との連絡調整は、メールにより行います。実施団体で担当者を決めていただき、PC用メールアドレス(プロバイダのメールや GMAIL、YAHOO などの web メール)を届出てください。

申請先

**NPO法人精華町スポーツ協会事務局 (担当:竹内)**

**<https://seika-sports.jp>**

〒619-0245 京都府相楽郡精華町下狛神ノ木8番地 むくのきセンター内

tel. 0774-98-0200 / fax.0774-98-0118

mail. seika.taikyo@seika-sports.jp

※開催までのスケジュール(予定)

実施団体募集通知	4月末まで
申請期日	5/23(木)
チラシ原稿作成、校了	6/7(金)
チラシ納品	6/17(月)~6/21(金)
学校配布	6/24(月)~6/28(金)
参加申込受付開始	7/4(木)~